

総点検実施要領(案)について

- 目的: 第三者被害を及ぼす事象を防ぐ点検の実施に当たって、最低限必要となる点検内容、判定方法等を提示
- 対象: 主として市町村
- 備考: 主として市町村が総点検を実施する際に参考となる資料として送付

	要領の適用範囲	点検内容
橋梁	各道路管理者が必要に応じ適用 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路を主として適用するが、その他の道路にも準用できる。 </div>	落下・転倒により橋梁下の第三者被害を及ぼす部材及び路面より上の附属施設を近接目視、打音、触診により点検。
トンネル		トンネルの覆工、坑門工、附属施設及びその取付金具を近接目視、打音、触診により点検。第三者被害の可能性のある「変状・異常あり」を抽出。
舗装		巡回にてポットホール、路面の陥没につながる路面の変状などを点検し、応急補修。路面のひび割れ、わだち掘れ、縦断凸凹を目視評価(点検)。また、過去に陥没などが発生した箇所と同条件の路線や地下埋設物が存在する路線に対し路面陥没危険箇所調査(点検)を実施。
道路附属物 (標識、照明、情報提供装置、横断歩道橋等)		道路附属物(標識、照明、情報提供装置、横断歩道橋)について損傷のおそれの高い部位を中心に目視、打音、触診により点検。箇所数が多いことから、規模が大きいもの等、倒壊、落下時に被害のおそれが高いものを優先的に実施。
法面・盛土・擁壁等 (人工構造物)		道路のり面・土工構造物について、第三者被害につながる可能性が顕在化している人工構造物の顕著な老朽化、劣化、変状等を目視、打音、触診により点検。